

お客さま各位

2025年11月

株式会社 七十七銀行

NISA をご利用のお客さまへ
NISA 総投資簿価残高のお知らせの開始について

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、2024 年以降の NISA 制度においては、投資家一人当たりの非課税保有限度額(1,800 万円) が設けられています。非課税保有限度額は投資家一人が金融機関に開設した全ての NISA 口座における購入残高の合計（「NISA 総投資簿価残高」といいます）となります。

NISA 総投資簿価残高が 1,800 万円に達したお客さまは、2029 年以降に 1,800 万円と前年に解約したファンドの簿価金額の差額を年間 360 万円の範囲で非課税枠として再利用することが可能となります。

これらにともない、2026 年よりお客さまへ NISA 総投資簿価残高をお知らせすることとなりました。

敬具

1. 対象のお客さま

前年末時点で 2024 年以降に NISA 口座で購入いただいた残高があり、かつ当年の NISA 利用枠が当行にあるお客さま

※ 初回のお知らせは、2025 年末時点で 2024 年以降に NISA 口座で購入いただいた残高があり、かつ 2026 年の NISA 利用枠が当行にあるお客さまが対象となります。

2. お知らせの名称

特定累積投資勘定基準額等通知書

3. お知らせの方法

「インターネットバンキング」の電子交付サービスをご契約されている場合は、電子交付にてお知らせします。

なお、インターネットバンキングをご契約されていない場合や郵送への切替申込を行われている場合は郵送交付でお知らせします。

※ 初回のお知らせは、2026 年 2 月以降の予定です

4. 本件に関するお問い合わせ

本件について、不明な点等がございましたら、投資信託のお取引店もしくは最寄りの営業店までお問い合わせください。

以 上